○佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱

平成27年12月21日
告示第201号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市における創業又は第二創業（以下「創業等」という。）と創業等後の成長を促進し、もって産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、創業者に対し、予算の範囲内において佐伯市創業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　創業　産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この条において「法」という。）第２条第30項に規定する創業をいう。

(2)　第二創業　事業を営んでいる個人から事業を承継する場合又は法人が事業を承継する場合に、事業転換し、又は新事業若しくは新分野に進出することをいう。

(3)　創業者　法第２条第31項に規定する創業者（同項第１号から第４号までに掲げる者に該当する者に限る。）をいう。

(4)　第二創業者　次に掲げる者をいう。

ア　第二創業を行おうとする個人又は法人であって、事業を承継した日から１月以内に当該第二創業を行う具体的な計画を有するもの

イ　第二創業を行った個人又は法人であって、事業を承継した日以後５年を経過していないもの

(5)　中小企業者　法第２条第23項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）をいう。

ア　一つの大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資総額の２分の１以上を単独で所有し、又は出資しているもの

イ　複数の大企業者が当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資総額の３分の２以上を所有し、又は出資しているもの

ウ　役員の半数以上を大企業者の役員又は従業員が兼務しているもの

(6)　事業所　事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(7)　特定創業支援等事業　法第２条第33項に規定する特定創業支援等事業であって、佐伯市創業支援事業計画に記載されているものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1)　次のいずれかに該当する創業者又は第二創業者であること。

ア　個人事業主として市内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は有することを予定しているもの

イ　市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

ウ　市内に本店を置き、又は市内に本店を移すことを予定している法人

エ　市内に主たる事業所を置く個人事業主から事業の承継を受け、又は受けることを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は有することを予定しているもの

オ　市内に本店を置く法人であって、承継し、又は承継することを予定している事業を市内で行うもの

(2)　中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。

(3)　特定創業支援等事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。

(4)　市税の滞納がないこと。

(5)　補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては、その代表者を含む。）が、過去にこの告示に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、第７条第２項の規定による場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1)　佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第６条第１号に規定する暴力団関係者

(2)　次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

イ　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

ウ　公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

エ　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、創業等又は創業等後の事業規模の拡大を行う事業であって、事業活動を行うための新たな事業所の開設（開設場所が市内であるものに限る。）を伴うものとする。この場合において、事業所改修並びに什器備品等の購入及び設置については、原則として、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主と補助対象者とが契約を締結するものに限るものとする。

２　前項前段の規定にかかわらず、第二創業者については、新たな事業所の開設を要しない。

（補助対象経費等）

第５条　補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

２　国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、補助対象経費の合計額から、それらの補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

（承認申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、創業等支援事業経営計画について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第７条　前条の規定による承認を受けた補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、佐伯市創業等支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　創業等支援事業経営計画書

(2)　住民票謄（抄）本又は登記簿謄本（個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの）

(3)　市税完納証明書。ただし、市長が関係公簿等を照会し、又は調査することに同意をする場合は、添付を省略することができる。

(4)　暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第２号）

(5)　税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業等後の個人である場合に限る。）

(6)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請（以下「申請」という。）の回数は、同一の補助対象事業につき１回を限度とする。

３　別表に掲げる雇用に係る経費に対する申請の回数は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる事業所開設費用、法人登記等に係る経費又は販売の促進に係る経費に対する申請とは別に、同一の補助対象事業につき通算２回（新たに１年を超える常用雇用をした者（本市に住所を有する者に限る。以下同じ。）１人につき１回）を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第８条　市長は、申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、佐伯市創業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、佐伯市創業等支援事業実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業実績書

(2)　収支決算書

(3)　契約書及び支払を証する書類の写し

(4)　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明

(5)　補助金の交付決定を受けた事業により開設した事業所の写真

(6)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、佐伯市創業等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第５号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐伯市創業等支援事業補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和元年12月24日告示第202号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年４月１日以後に承認を受けた創業等支援事業経営計画に係る補助金について適用し、同日前に承認を受けた創業支援事業経営計画に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和３年12月６日告示第252号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和６年９月12日告示第216号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	限度額
事業所開設費用	1　新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用 2　什器備品等の購入及び設置に係る費用（事業の用に供するものに限る。）	補助対象経費の額の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、こ	申請又は創業等を行った日のいずれか早い日から起算して12月以内	30万円

法人登記等に係る経費	1　法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。） 2　商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。） 3　法人設立及び商号登記に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費	れを切り捨てた額）		
販売の促進に係る経費	1　広告宣伝費 2　パンフレット作製費 3　ホームページ製作費			
雇用に係る経費	創業等を行った日から1年を経過する日までに新たに1年を超える常用雇用をした者に係る雇用に要した経費		雇用を開始した日から起算して12月	1人当たり30万円

様式第１号（第７条関係）

佐伯市創業等支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

佐伯市長　　様

申請者　郵便番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
連絡先（自宅・携帯）

佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　補助対象経費の区分

２　交付申請額　　円

３　添付書類

（１）　創業等支援事業経営計画書
（２）　住民票謄（抄）本又は登記簿謄本（個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの）
（３）　市税完納証明書（※末尾の同意をする場合は、省略可）
（４）　暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第２号）
（５）　税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業等後の個人である場合に限る。）
（６）　その他（　　）

市税の納付状況について、佐伯市長が関係公簿等を照会・調査することに同意します。 年　　月　　日 氏名（名称及び代表者氏名）（自署）

様式第２号（第７条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。
なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

1　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
3　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
4　暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
5　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
6　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
7　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年　　月　　日

佐伯市長　　様

申請者住所（所在地）

（フリガナ）
申請者氏名（名称及び代表者氏名）

生年月日　　年　　月　　日　（男・女）

※　市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

佐伯市創業等支援事業補助金交付決定通知書

様

佐伯市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった佐伯市創業等支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

１　交付決定額　　円

２　交付の条件

様式第４号（第９条関係）

佐伯市創業等支援事業実績報告書

年　　月　　日

佐伯市長　　様

報告者　郵便番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
連絡先（自宅・携帯）

年　　月　　日付け　　号で補助金の交付決定を受けた佐伯市創業等支援事業が完了したので、佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱第９条の規定により報告します。

１　事業の成果

２　事業完了年月日

３　添付書類
（１）　事業実績書
（２）　収支計算書
（３）　契約書及び支払を証する書類の写し
（４）　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明
（５）　補助金の交付決定を受けた事業により開設した事業所の写真
（６）　その他（　　）

様式第５号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

佐伯市創業等支援事業補助金交付額確定通知書

様

佐伯市長　　印

年　　月　　日付け　　号で決定した佐伯市創業等支援事業補助金については、次のとおり確定したので、佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

様式第６号（第11条関係）

佐伯市創業等支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

佐伯市長　　様

請求者　郵便番号
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
連絡先（自宅・携帯）

年　　月　　日付け　　号により額の確定通知のあった佐伯市創業等支援事業補助金の交付について、佐伯市創業等支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

１　交付確定額　　円

２　交付請求額　　円

３　振込先

金融機関名	
本・支店等名	
口座の種類	普通　・　当座　・　その他（　　）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第１号（第７条関係）
様式第２号（第７条関係）
様式第３号（第８条関係）
様式第４号（第９条関係）
様式第５号（第10条関係）
様式第６号（第11条関係）